

第 1 3 4 回 気仙沼市議会（臨時会）

行 政 報 告

令和 5 年 1 1 月 2 2 日

私から、職員の不祥事について行政報告を申し上げます。

本件は、保健福祉部子ども家庭課気仙沼児童センターに児童厚生員として勤務しておりました会計年度任用職員、小野寺^{しゅい}朱生22歳が、9月28日以降、3回にわたり、不同意わいせつ等の容疑により、警察に逮捕されたものであります。

それぞれの逮捕の内容であります。1回目は、本年8月上旬、白石市内で10歳未満の女児の体を触るなどわいせつな行為をしたとして、9月28日に不同意わいせつの容疑により逮捕されたもので、先月18日に起訴されております。

2回目は、本年2月頃、宮城県内で、10歳未満の女児に対してわいせつな行為をして同人の裸を撮影し、児童ポルノを製造したとして、先月18日に強制わいせつ及び児童^{かいしゅん}買春・児童ポルノ禁止法違反（製造）の容疑により逮捕されたもので、今月7日に起訴されております。

3回目は、昨年11月頃及び本年1月頃、宮城県内で、10歳

未満の女兒に対して性的暴行を加え，同人の裸を撮影し，児童ポルノを製造したとして，今年9日に強制性交等及び児童^{かいしゅん}買春・児童ポルノ禁止法違反（製造）の容疑により逮捕されたものであります。

非常に許しがたく，本市の児童福祉行政はもとより本市に対する信頼を大きく失墜させる行為であり，誠に遺憾であります。

被害者並びに保護者の方々に，心よりお見舞い申し上げますとともに，深くお詫びを申し上げます。

また，市議会をはじめ，市民の皆様には多大な御心配をお掛けいたしました。併せて，衷心よりお詫び申し上げます。

1回目の逮捕を受け，9月29日，市が設置する児童福祉関係施設及び教育関係施設の施設長に対し，服務規律の保持及び職員のマラルに関し，注意喚起の通知を行ったほか，全職員に対しても同様の通知を行ったところであります。

さらに、各職場で、その徹底を図るよう、管理職に対し、指導を促したところであります。

このほか、今回の事件に関し、心や体に不調を感じる方への相談窓口として、子ども家庭課や健康増進課のほか、宮城県気仙沼保健福祉事務所などの関係機関を御案内したところであります。

なお、当該職員につきましては、逮捕された翌日であります9月29日から所属を総務部人事課付けとし、また、起訴された10月18日付けで休職処分、併せて、無給の取扱いとしておりましたが、昨日11月21日付けで、懲戒免職処分としたところであります。

今後につきましては、引き続き、警察の捜査に全面的に協力していくことと併せ、今後明らかになる事実関係等を踏まえ、必要に応じ、管理監督職員の処分など、厳正に対処してまいりますとともに、市民の皆様、とりわけ、子どもと保護者の皆様の信頼回復と安心して子どもを預けられる態勢の再構築に向け、全庁一丸となって全力で取り組んでまいります。

以上のことを申し上げ、私からの行政報告とさせていただきます。